



電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金のご案内 (7万円/1世帯)

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した
日から3週間以内が目安です。

支給対象と手続き

令和5年12月1日現在、瑞穂市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度「**住民税均等割額が非課税**」の世帯

瑞穂市から令和5年度「瑞穂市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」3万円が支給された世帯で、令和5年6月2日以降、世帯の異動がない世帯

左記以外の世帯

原則、手続きは不要です

支給に関するお知らせが届きます

詳しくは裏面(Ⅰ)へ

手続きが必要です



【提出期限】

令和6年3月29日(金)

詳しくは裏面(Ⅱ)(Ⅲ)へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 支給に関するお知らせが届いた世帯

- 瑞穂市から住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（7万円追加支援）支給に関するお知らせが送付されます。
- 令和5年度「瑞穂市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」3万円を支給した口座に7万円を支給します。支給口座に変更が無ければ手続きすることなく給付金が振り込まれます。
- 口座を変更、支給を辞退する場合は、市ホームページから様式をダウンロードして福祉生活課まで提出してください。

II 確認書が届いた世帯

- 令和5年度「瑞穂市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」3万円が支給された世帯で、世帯主が変更した世帯などは、確認書が送付されます。
- 確認書の内容をご確認いただき必要事項を記入の上、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。

提出期限 令和6年3月29日（金）



III 申請が必要な世帯

- 令和5年1月2日以降に瑞穂市に転入した方がいる場合や令和5年度市県民税の申告が未申告の方がいる世帯などは、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。転入した方全員の令和5年度住民税が非課税である証明書を添付し、申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。

提出期限 令和6年3月29日（金）

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。



住民税非課税世帯に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

瑞穂市役所 健康福祉部 福祉生活課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地



058-327-4123

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)